



早いもので今年度も終わります。先生方も年度末のまとめなどにお忙しいことだと思います。

この一年間、見えにくさのある児童生徒が在籍する学校、学級、担当されている先生方のお役に立てればと情報等をお伝えしてきました。先生方のご期待にどれだけ応えられたか不安ですが、今後ともご意見等を伺いながら、より充実した内容にしていきたいと考えております。

一年間、ありがとうございました。

入試における合理的配慮について

令和4年度大学共通テストと令和4年度佐賀県立高等学校入学者選抜の実施要項を参考に、視覚に障害のある受験者へどんな配慮が行われるのかまとめてみました。

【大学入学共通テスト】

1. 受験上の配慮内容

(1) 両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者	
① 解答方法	文字解答
② 試験時間	1.3 倍に延長(必要に応じて事前に 1.5 倍の延長を申請することも可能)
③ 試験室	別室
④ リスニング	1.3 倍に延長(連続方式か音止め方式か選択)、IC プレーヤーとヘッドホンを使用(受験者自身が操作)

(2) 視力以外の視機能障害(視野障害、明暗順応の障害、眼球振盪など)が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者	
① 解答方法	文字解答
② 試験時間	1.3 倍に延長(必要に応じて事前に 1.5 倍の延長を申請することも可能)
③ 試験室	別室
④ リスニング	1.3 倍に延長(連続方式か音止め方式か選択)、CD プレーヤーとヘッドホンを使用(監督者が操作)

上記のものは代表的な配慮事項の例です。申請することで他の必要な配慮を受けることができる可能性もあります。

第3 その他の事情がある場合
<p>1 高等学校入学資格認定試験について</p> <p>高等学校入学資格認定試験は以下の要領で実施する。受験を希望する者は、令和3年12月10日（金）までに佐賀県教育委員会に電話等で問い合わせる。</p> <p>(1) 申込期間 令和4年1月4日（火）から1月6日（木）の9時～16時</p> <p>(2) 実施期日 令和4年1月7日（金）</p> <p>(3) 場 所 各県立高等学校（申込み、実施とも）</p> <p>2 検査場外の受験について</p> <p>(1) 病気等の理由により検査場での受験が困難な志願者について、受験する高等学校長の許可を受け、当該高等学校の保健室等で受験することもできる。</p> <p>(2) 病気や事故などのやむを得ない事情がある場合、病院での検査場外受験が認められることもあるが、このことについて、原則として特別選抜は令和4年2月2日（水）、一般選抜は令和4年3月3日（木）までに、佐賀県教育委員会の承認を得なければならない。</p> <p>3 身体等に障害のある志願者への対応について</p> <p>身体等に障害があるため、受験の際に特別の措置が必要な志願者への対応については、志願者が在籍する中学校長、受験予定先の高等学校長、佐賀県教育委員会が協議して決定する。</p> <p>なお、特別の措置の手続き等について、県内中学校には別途通知する。また、県外中学校については、令和3年11月11日（木）までに佐賀県教育委員会に相談すること。</p> <p>佐賀県教育委員会は、高等学校に入学した生徒が、日常的に学校生活に必要な行動の介助を必要とする場合、一定の条件の下で特別支援教育支援員（生活介助）を配置する。</p> <p>※ 第3 その他の事情がある場合の1～3の項目については、「令和4年度佐賀県立高等学校入学者選抜実施上の留意事項」に、各中学校及び高等学校における対応や手続の方法等を記している。</p>

<p>3 身体等に障害のある生徒への対応について</p> <p>(1) 中学校長の対応</p> <p>中学校長は、本人及び保護者に確認の上、特別の措置が必要であると判断した場合は、その対応について事前に、佐賀県教育委員会及び受験予定先の高等学校長と協議する。また、依頼書（別様式5）を特別選抜については出願時に、一般選抜（厳木高等学校及び太良高等学校全県募集枠選抜を含む）については令和4年3月2日（水）までに志願先高等学校長に提出すること。</p> <p>(2) 高等学校長の対応</p> <p>高等学校長は、検査場の状況により、中学校長から提出された身体等に障害のある生徒について配慮が必要であると判断した場合は、学力検査等において、当該生徒の検査場における座席や実施方法等に配慮すること。</p>
--

（佐賀県立高等学校入学者選抜実施上の留意事項）

入試で配慮の申請をするためには、それまでに行った配慮の実績が必要です。日頃、行っていない配慮を入試のみに求めても応じられないそうです。

試験における配慮は学力を適正に測るために必要なものです。見えにくさのある児童生徒は、配慮があることで学力以前の不利を補うことができます。そのため、決して「特別扱い」ではないことを児童生徒たちにも伝えていただければと思います。

「視覚認知」の指導と実態把握について

子どもたちが、自らを取り巻く環境、事象、他者との関係性において、さまざまな情報を取り込み、それらを適切に処理し、周りの世界を知っていく過程が、「認知」です。

「視覚認知」は、認知機能の基礎になるプロセスです。

子どもたちは、視覚から情報を取り入れ、新しい事象や事物に気づき、ワクワクしながら探索し、主体的・能動的に働きかけます（入力系の認知）。そして、内なる自己（≒概念）と対話します（記憶系の認知）。このような入力系と記憶系の相互作用によって成立するのが「視覚認知」です。

まず、入力系の認知「見る（視る）力」を育てるには、見ることを嫌にならず、見ることを楽しいと感じ、積極的に見ようとする意欲を育てることが基礎となります。

同時に、視覚活用（注視、追視、視覚的探索等）の技能を育てることや目と手の協応（運動や他の感覚と視覚を関連付け高次化する）を促し、対象をまとまりとして捉える学習（視空間の知覚的体制化）を指導します。

そして、記憶系の認知「概念の枠組み」を作る指導を行います。その際も、豊かで実際的な経験、操作的な活動を通して学習を進め、自発的な思考活動が妨げられないことが重要です。

しかし、見えにくさのある子どもたちは視機能に何らかの問題を抱えているため、視覚情報を取り入れることがうまくできません。そのため、他の感覚や記憶、推論などを働かせて視覚情報

を補おうとします。しかし、それでもうまくいかず、視覚認知が不十分になってしまうこともあります。

子どもたちの「見え方」を理解するポイントは、ゆうあい net 4月号等でも紹介したところです。先生方は、これまでの指導・支援を通し、子どもたち一人一人の見え方、見えにくさは、同じではないと認識されていると思います。そして、その子見えにくさが認知にどのような影響を及ぼしているかということも把握されているのではないかと思います。

視覚認知の実態把握は、視機能検査や「フロステイック視知覚発達検査」、「WAVES」等の検査も利用して行います。ただ、検査はその後の分析が重要です。ご希望があれば盲学校がお手伝いをしますのでご相談ください。

フロステイック視知覚検査 対象年齢 4歳0月～7歳11月以下の5つの検査から構成され、結果プロフィールを作成する。

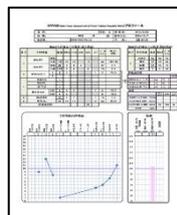


「視覚と運動の協応」	線たどり等の作業速度や正確性によって、見て作業する力についての実態を把握する。
「図形と素地」	重なる図形の中から、指定した図形を弁別するために、注意の方向を適切に変更し、無関係な刺激を適切に無視できる力を把握する。行動に合わせ、適切に視線を動かすことができる力を把握する。
「形の恒常性」	手本の大きさや位置、取り囲む形等を変えて提示し、それを弁別する力を把握する。
「空間における位置」	いくつかの図形の中から異なる方向や位置の図形を探すことで上下左右、深浅、遠近等の位置関係の認識について実態を把握する。
「空間関係」	2個以上の物の位置関係や自分との位置関係の認識についての実態を把握する。

★ 結果から出された課題をトレーニングできる学習プログラムがある。子ども用視知覚学習ブックと対応した教師用テキストから成り、それぞれ初級・中級・上級がある。子供用学習ブックは子供が直接書き込む練習問題で構成され、「個人成績記録表」で、学習ブックのどのページがどの視知覚領域に対応しているかが分かるようになっている。

WAVES 対象年齢 小1 ～ 小6

「視知覚」「目と手の協応」「眼球運動」の3領域について10の下位検査がある。線なぞり、形なぞり、数字見くらべ、形おぼえ、形さがし、形づくり、形みきわめ、形おぼえ、形うつし等の検査で構成。結果からプロフィールを作成し、実態を把握する



『はじめてのトレーニングドリル』は、「ドリル1（形と位置・方向）」「ドリル2（目と手の連動）」「ドリル3（視線の動き）」等で、課題に応じた学習を行う。

継続的に学習ができるよう『knock knock』（学研）とも連動。

視覚認知の実態が把握できたら、それを具体的な学習指導・支援に結びつけなければなりません。指導にあたっては、どういう実態で、どこにどのような課題があるのかという把握を行ってから学習目標と内容等を考え、方法を工夫することが何より大切になるでしょう。

年度末になり、引継ぎや今年度の指導・支援のまとめをされることだと思います。

先生方のこの一年間の取り組みなどはもちろんですが、視覚認知という視点からもその実態や指導・支援などを考えていただき、その上で自立活動の学習指導要領などを確認されると、来年度からにつながるものがあるのではと思います。

来年度、盲学校が行う研修について

来年度も弱視学級や見えにくさのある児童生徒に関わられている先生方を対象に研修会を実施します。1回目は4月下旬実施予定です。4月上旬に連絡をさせていただく予定です。

また、その他に6月にも公開研修を予定しております。来年度への引継ぎの一つとしてお知らせいただければと思います。

日頃の指導で悩まれたり、困られたりしていること、「こういう資料がないか」等がありましたら、お気軽にお問合せください。

巡回相談の依頼も受け付けています。

(担当：宮田)

佐賀県立盲学校 電話 (0952) 23-4672 代表メール mougakkou@education.saga.jp
FAX (0952) 25-7044 ゆうあい担当 miyata-yoshihiro@education.saga.jp